

5.8 施設キーワードの抽出

「道の駅」の施設の計画にあたり、キーワードの抽出を行い、施設コンセプトへつなげることを検討します。ここでは、「道の駅」を整備予定の地域の名称である「箸蔵（はしくら）」を構成する、「はし」と「くら」という言葉から連想していきます。

はし くら

「はし」から連想するキーワード

- 箸 Chopsticks ··· 飲食、食べること
- 橋 Bridge ··· 人と人、人と物、物と物をつなぐ架け橋
- 端 Edge ··· 市域の端に位置し、市内への玄関口

▶ 食や特産物の地域循環、まちの玄関口

「くら」から連想するキーワード

- 蔵 Treasury ··· 大切なものをしまうところ
- 倉 Warehouse ··· いざというときのための備蓄
- 暮 Living ··· 生活の場所

▶ 暮らしの中の大切な場所、防災

「蔵」と「倉」

倉：穀物を蓄えておく所。こめぐら。一般に、物を納める建物。

蔵：大事なものをかくしてしまいこんでおくところ。

また、この「箸蔵」という名称の元となった箸蔵寺は、3章 3.4 でもふれたように、食べることと縁が深いお寺です。

箸蔵寺

箸蔵寺は、お大師さまが金毘羅大権現さまより「お箸を使うものを救いましょう」というお告げを受けてされた寺。この縁起にもとづき赤ちゃんの健やかな成長を願う「お箸初めの箸」の授与及び、「お箸初めご祈祷」を行なっている。食べることと縁が深い寺。

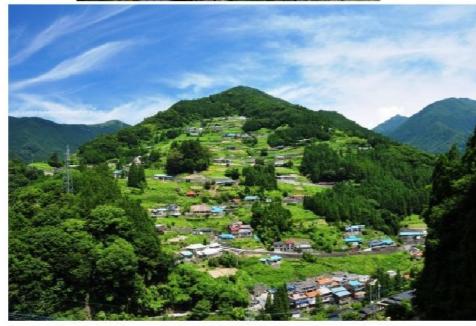
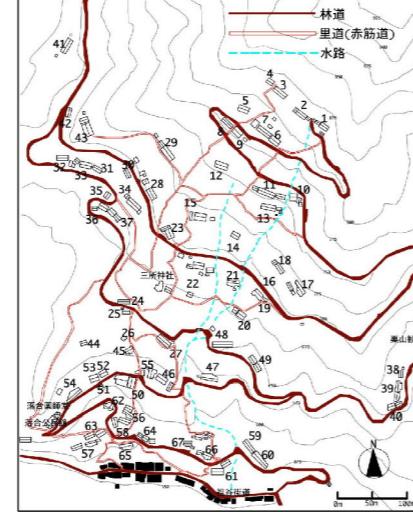
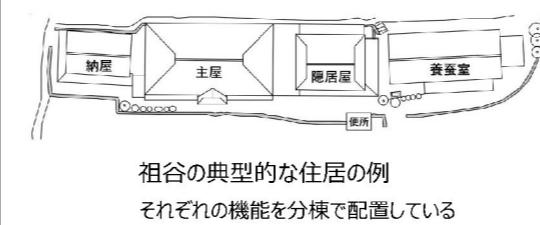
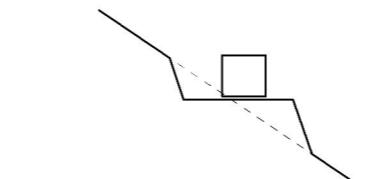
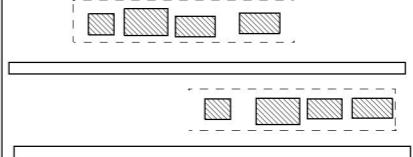
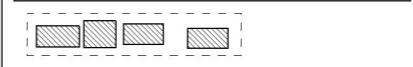
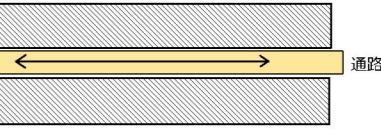
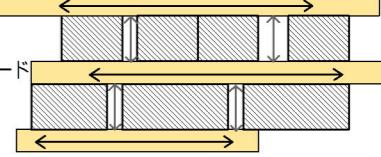
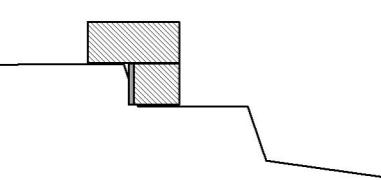
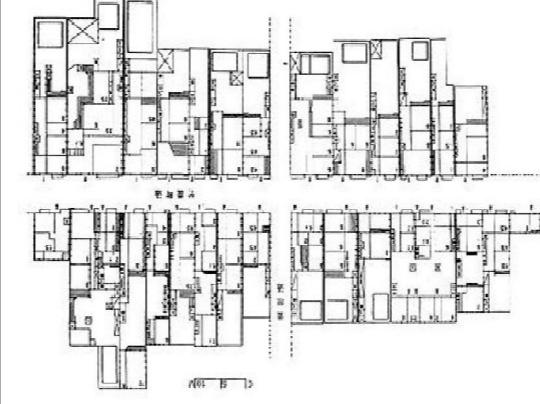
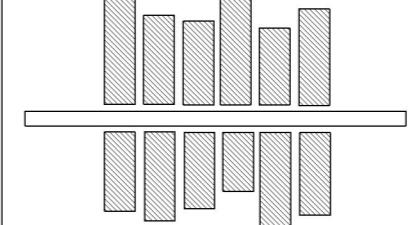
5.9 配置計画の検討

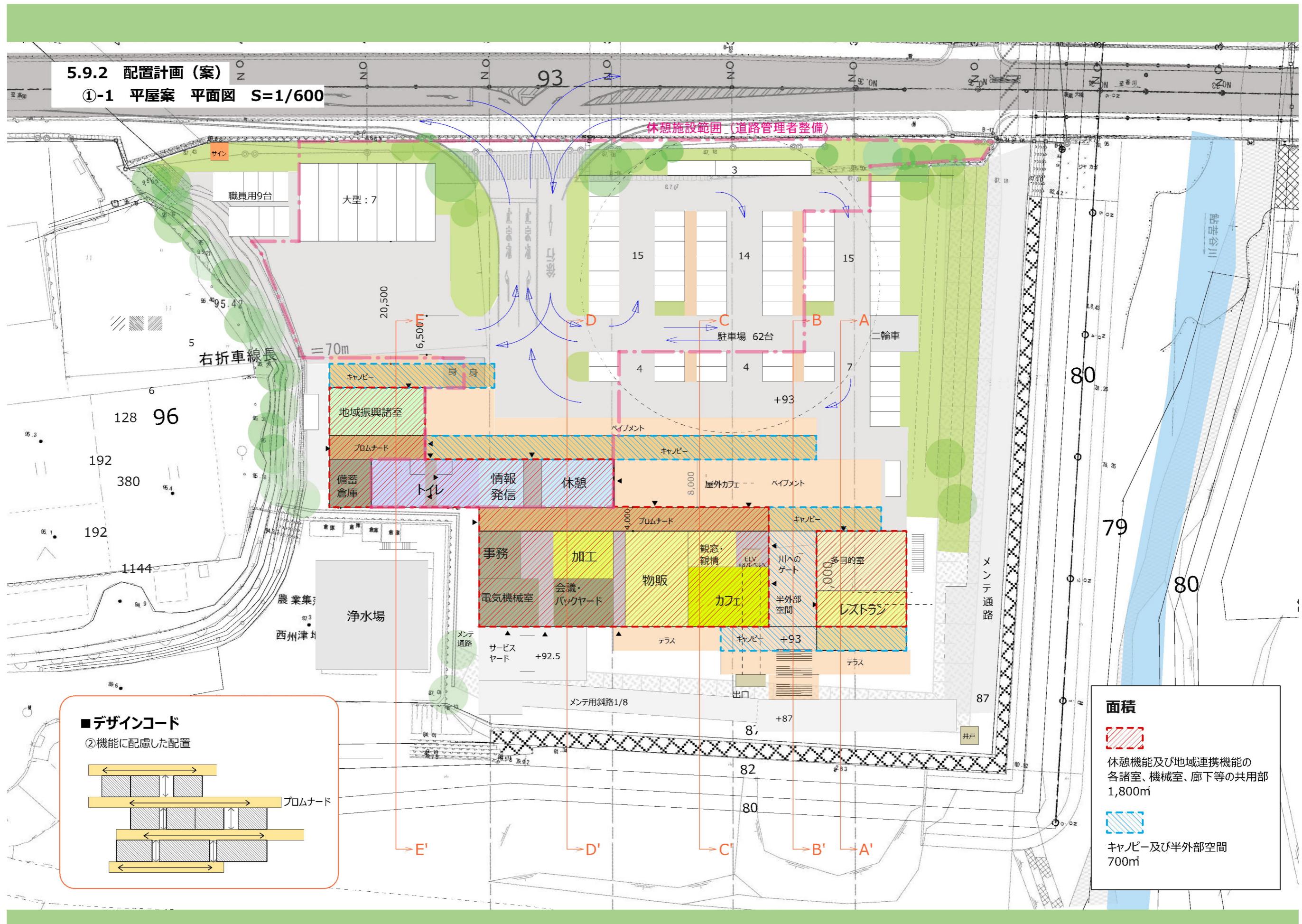
5.9.1 配置計画の考え方

三好市市内の高低差は約1,900mもあり、三好の市街地（土地の低い所）「マチ」に住んでいる人々は、大歩危・祖谷地方などを中心とする山間部（山の尾根伝いにできた集落）を「ソラ」と呼び、それぞれ独自の文化や生活を醸成してきました。

住居の成り立ちも「ソラ」と「マチ」それぞれに特徴があります。伝統建築からそれらの特徴を分析し、「道の駅」施設計画における配置検討のため、配置計画のデザインコードを策定します。

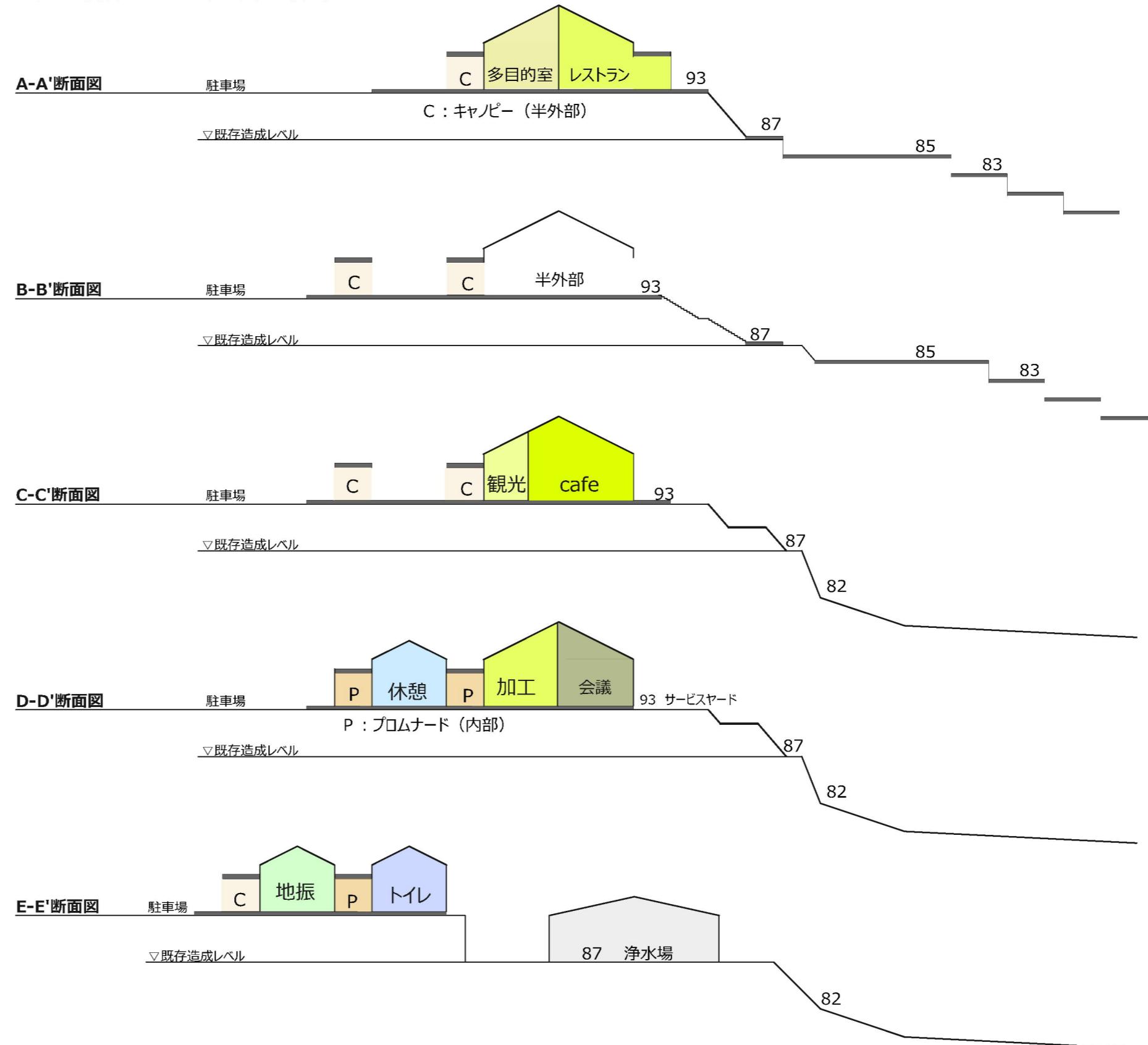
次項からは、抽出したデザインコードをもとに、配置計画案を検討します。配置計画案は、①2層案と、②平屋建てそれについて検討を行い、5.10にて比較検討を行いました。

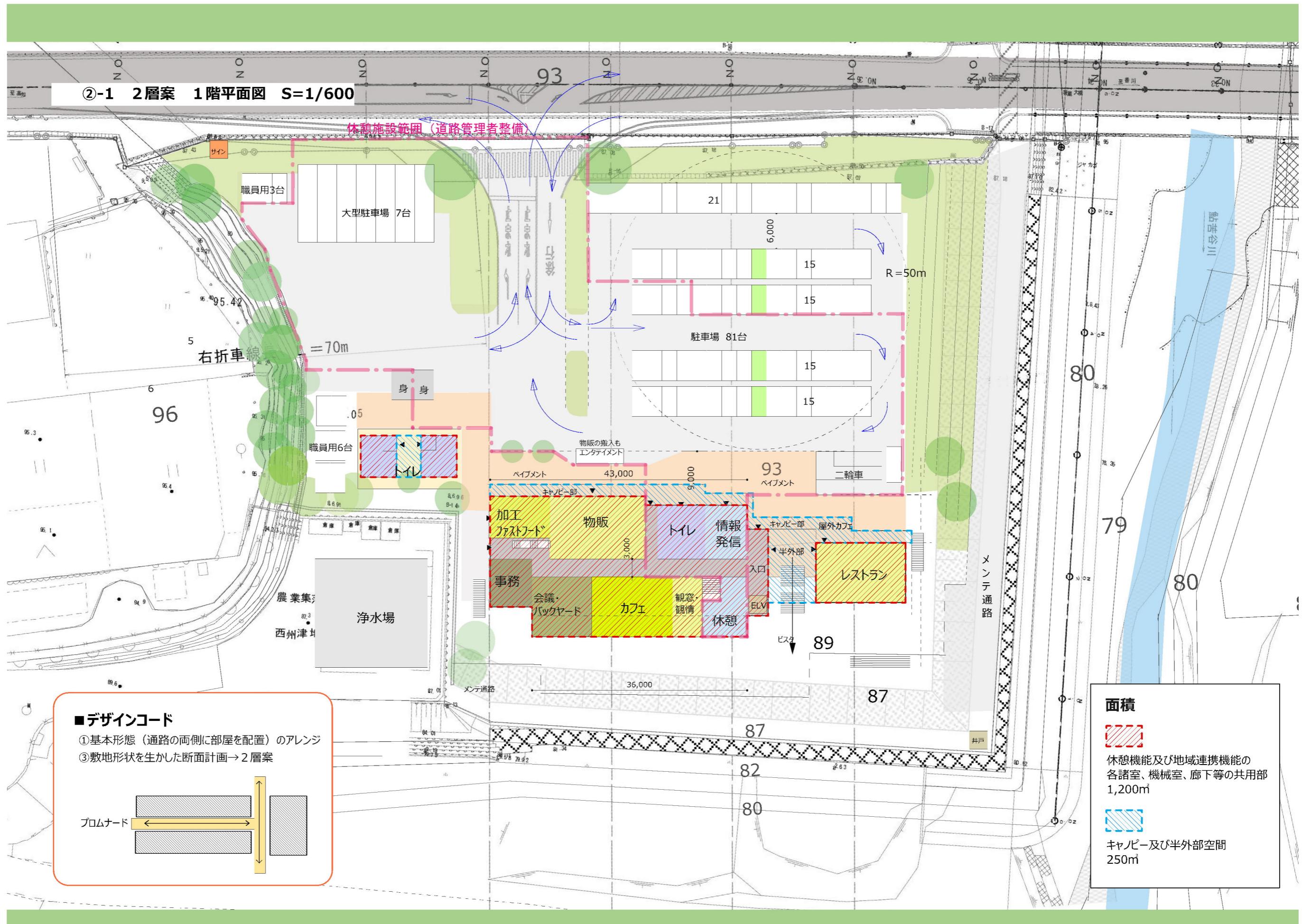
	住居の成り立ち分析				両者に共通のデザインコードを抽出
	イメージの抽出	集落配置図	住宅レベルの配置図	集落の模式配置	
山間部 (ソラ)	  <p>祖谷落合集落</p>	 <p>等高線に沿った細長い住居</p>	 <p>祖谷の典型的な住居の例 それぞれの機能を分棟で配置している</p>  <p>斜面地住居の断面模式図</p>	  	<p>三好市に存在する山間部と市街地の住居の特徴を それぞれ併せ持つ建築の配置コードを抽出</p> <p>①基本形態：通路の両側に建物（部屋）を配置</p>  <p>②機能に配慮した形態： 建物の管理に即して、機能を分離して通路を配置</p> <p>プロムナード</p>  <p>プロムナード</p> <p>各室をつなぐ通路は、幅員を広く取ることで、単に移動するだけの空間ではなく、多用途に利用できる「プロムナード」（散歩道、散策路）とします</p> <p>③敷地の形状を生かした断面計画： 平地がない山間部では造成によって敷地を作り出す 必要があります</p>  <p>階下の建物の壁を擁壁として有効利用</p>
市街地 (マチ)	 <p>出典：三好市教育委員会HP</p> <p>街並み</p>	 <p>街道にへばりついた住戸</p>	 <p>それぞれの住戸が直接街路に接続</p>	 	<p>密集型住居配置の例</p>



①-2 平屋案 断面図 S=1/500

平屋案について、各室とプロムナード（キャノピー）との関係について、断面図により把握します。







5.10 建物階数による比較検討

項目		平屋案	2層案	備考
面積	延べ床面積	2,500m ² (プロムナード、半外部空間含む)	2,250m ² (1階面積+地階面積)	
	建築面積	2,500m ² 、2層案に比べるとコンパクトさに欠ける	1,450m ² コンパクトな配置	
駐車場		62台（61台）+7台（大型）+2台（身障者用）	81台（61台）+7台（大型）+2台（身障者用）	※括弧書き台数は必要台数
		小型車と大型車の駐車場所を分離（バス対応を考慮） 建物に対して直交駐車。建物前方にスペースを確保出来る	小型車と大型車の駐車場所を分離（バス対応を考慮） 建物に対して平行駐車、建物前方に閉塞感を生じる	
敷地造成との関係		建築面積が大きい分、駐車場面積確保のため建物を川側へ配置する必要がある そのため川側にはある程度の擁壁が必要となる	建築面積が小さい分、駐車場面積は充分確保できる 建物が擁壁兼ねるので川側はある程度省略することが出来る	
敷地造成エリアの既存浄水場との関係		建物の配置設定で浄水場の建物を隠す	建物の配置設定で浄水場の建物を隠す	
川との関係	縦動線	なし	地階があるのでエレベーターを設置	
	増水時の安全	すべての施設が新造成面93mレベルにあるのでより安全	地階レベルを既存造成レベル（87）より2m上げ、89mとし安全を確保	
	川への景観	カフェ、レストランが川への眺望を確保	カフェ、レストラン、休憩コーナーがすべて川への眺望を確保	
		建物で一旦、川を隠す、川へ抜ける大きなゲートをつくり、川への眺望を確保すると同時に川と共に生きる地域性を表現 半外部空間を出てから階段で川へ下る「見せ場」をつくる	建物で一旦、川を隠す、川へ抜ける大きなゲートをつくり、川への眺望を確保すると同時に川と共に生きる地域性を表現 半外部空間から階段で川へ下る「見せ場」をつくる	
プラン	管理の明快さ	プロムナードで休憩機能と地域連携機能のエリアを明快に分離 休憩施設は駐車場に面する	休憩施設と地域連携施設のエリアを分離可能	
	プランの明快さ	プロムナードで各部門を明快に分離 プロムナード自体も通路以上の用途が可能となる幅を設定	施設配置がプロムナードを挟んで交錯する トイレが前面に出るので建物の顔づくりに工夫が必要	
	レストラン、カフェ	落ち着いて食事できるレストラン、カジュアルなカフェに分離	落ち着いて食事できるレストラン、カジュアルなカフェに分離	両者を分離するか、フードコート的に両者をあわせて大きなスペースをとるか、要検討
プロムナード		建物内部の配置にわかりやすさをつくる仕組み	中央につくることで中廊下式の配置となり、わかりやすい仕組み	(平屋案) 屋根付き身障者駐車場をキャノピーに設置することで従来の「とづけた」感ではなく、統一した景観をつくることが出来る
屋外ペイブメント		駐車場前面は歩道、奥は様々な屋根付きの半屋外キャノピーとの連用で 様々なイベントに適応が可能（12mの奥行き）	建物に付随したキャノピーとの連用で様々なイベントに適応が可能（9mの奥行き）	
コスト		建築面積が大きい分、地業工事がかかる 建築面積が大きい分、屋根面積が増え工事費がかかる 平屋のため、縦動線の必要がない	建築面積が小さい分、地業工事は合理的 建築面積が小さい分、屋根面積が抑えられ工事費がかからない 縦動線が必要ため、階段、エレベーター関連の工事費がかかる	既存造成部の地耐力、建物の重量（構造）がコストに大きく関係するため、地耐力検査が必要

5.11 建築デザインの検討

三好市をはじめ、にし阿波地域の風土の造形から要素を抽出し、建築デザインの検討を行います。

デザインエレメント

- 祖谷の伝統建築・構造物
かずら橋：テンション構造
石垣の集落
茅葺き、竹壁
- 池田・貞光・脇町に残るうだつのまち並み
本瓦、漆喰、格子、うだつ（装飾と防火）
うだつの種類に注目：装飾2段、装飾1段、シンプル形状
水平に延びる軒ライン
連続する甍の波、重畳たる屋根
- 徳島の工芸
藍染め
木材
竹
- 観光
ラフティング
遊覧船

サステイナブルデザイン

- 構法によるもの：「夏を旨とする」つくり
日射
通風
断熱
- 自然エネルギーによるもの
太陽光発電
河川水からのヒートポンプ

防災

- 非常時に対する備え
備蓄防災倉庫
電源システム（非常電源、EV車からの電源確保システム）
下水管直結マンホール（仮設トイレへの備え）等
- 既存地盤から建物設置レベルを上げる

景観資源について

シンプルで住戸を囲うような「うだつ」形式

- ・連続する水平ライン
- ・連続する低い軒
- ・瓦による屋根勾配は素材による形態規定の景観をつくり出す
- ・防火を意識した漆喰の外壁は素材規定の景観をつくり出す
- ・内部と外部を柔らかく仕切る「格子」による

斜面地の石積みによる景観

- ・同じ等高線上に並ぶ住居：群として水平に配置される住居



池田のうだつ 妻側の袖壁を行まで延ばし、庇と一緒にしたシンプルで実質的な「うだつ」が多く見受けられます



脇町のうだつ 妻側の袖壁を行まで延ばさないで小屋根を付けた形式の「うだつ」が多く見受けられます



貞光のうだつ 2段の小屋根を付けた装飾的な「うだつ」が多く見受けられます



祖谷の伝建地区 斜面の谷側に石積みをつくり敷地を確保し、萱葺きの住居をつくった集落。畑は石積みで平坦地をつくり、山上まで続く独特な景観をつくり出しています

建築デザイン 2つの方向性

1) Traditional バージョン

伝統形態の踏襲による空間：勾配屋根、うだつ

2) Innovative バージョン

伝統形態の新しい解釈による空間：フラットルーフ、「うだつ」の形態のアレンジ

5.12 立面計画による検討

建築デザインの検討から考えられる、2つの方向性について、立面計画案を作成し検討します。

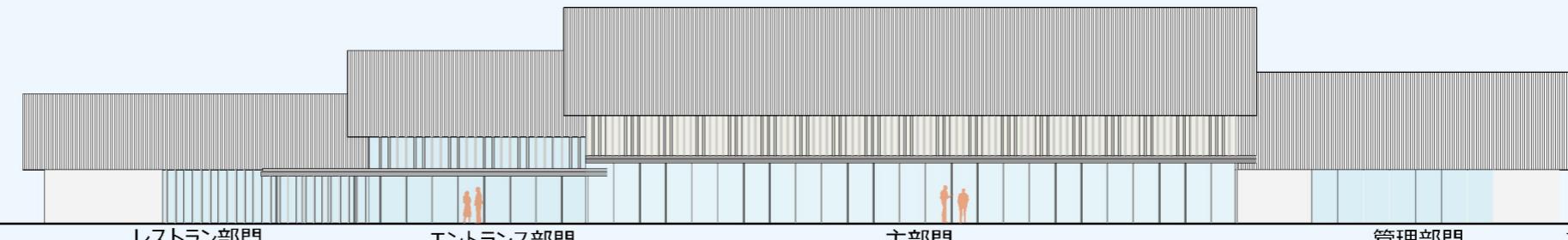
1) Traditional バージョン

勾配屋根、濃灰色基調

格子

木造架構

水平基調をつくる軒の低い回廊



2)-1 Innovative バージョン①

フラットルーフ、白色基調

大きさ、ピッチを変えた格子

鉄骨架構

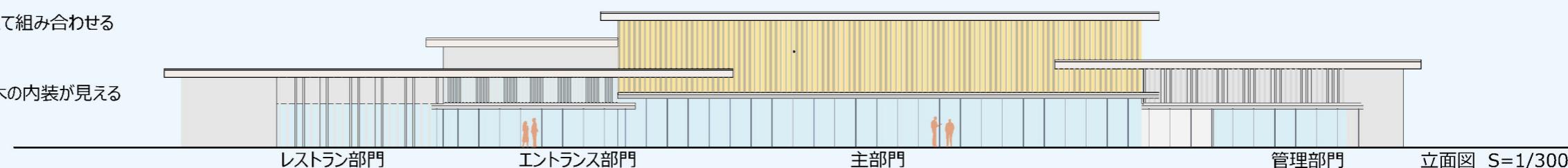
内装に木を使用

水平基調の屋根をレベルを変えて組み合わせる

水平基調をつくる軒の低い回廊

主部門は高い天井、外部から木の内装が見える

格子越しに内部の木の内装が透けて見える（夕暮れ、夜間）



2)-2 Innovative バージョン②

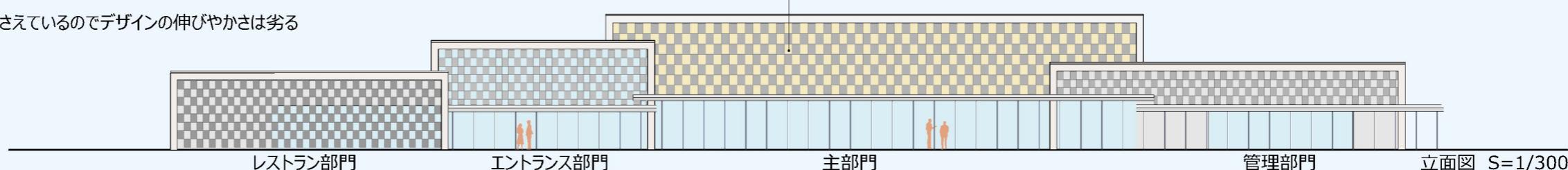
フラットルーフ、白色基調

三好に多いシンプルな「うだつ」を門型の架構に置き換える、

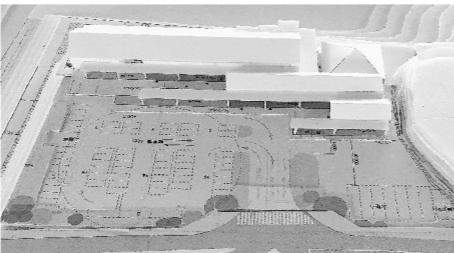
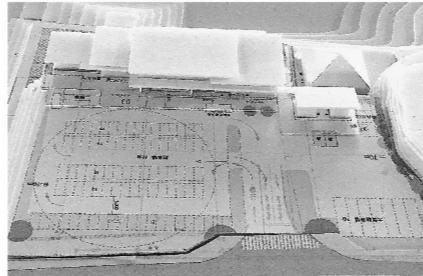
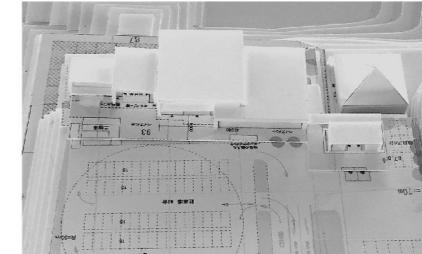
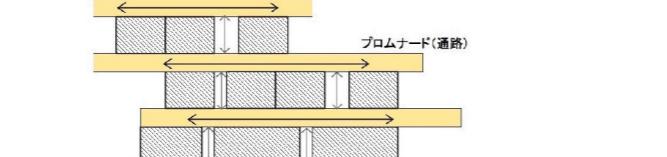
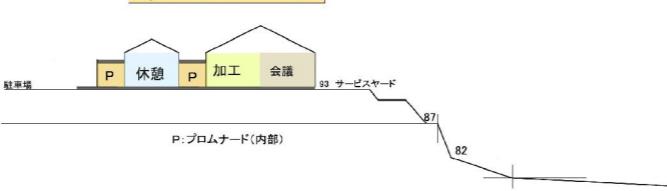
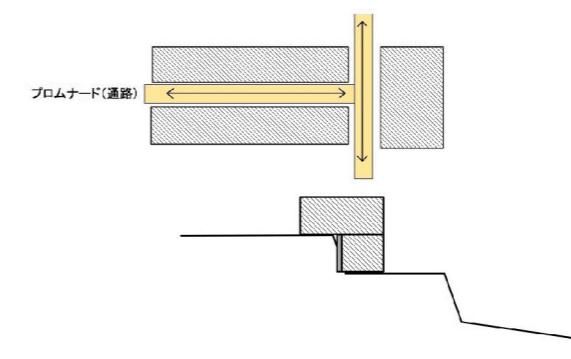
面の構成とした格子を全面に用い、新しい伝統のデザインとした案

①案と比べると妻部分を壁で押さえているのでデザインの伸びやかさは劣る

面の格子越しに内部の木の内装が透けて見える（夕暮れ、夜間）



5.13 立面計画と階数の違いによる建物デザインの検討

検討案 インデックス	A 平屋案 勾配屋根	B 2層案	
		B-1 フラットルーフ	B-2 ゲート型
1 Traditional バージョン	 		
2 Innovative バージョン	<p>伝統形態の新しい解釈による空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根 ・濃灰色基調 	 	
3 Innovative バージョン	<p>伝統形態の新しい解釈による空間2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラットルーフ ・白色基調 		 
デザインコード (プランダイアグラム)			
模式断面			

5.13.1 模型による検討 A案：平屋／勾配屋根（Traditional バージョン）

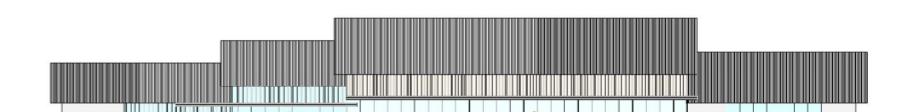
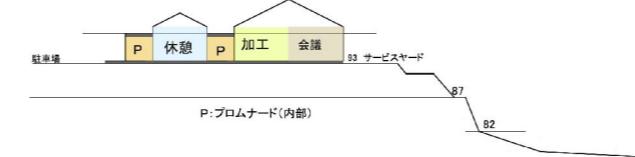
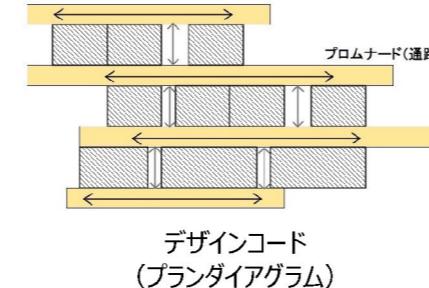
プロムナードで各部門を明快に分離

プロムナード自体も通路以上の用途が可能となる幅を設定

プロムナードを陸屋根とし、それに挟まれた機能空間を勾配屋根とした案

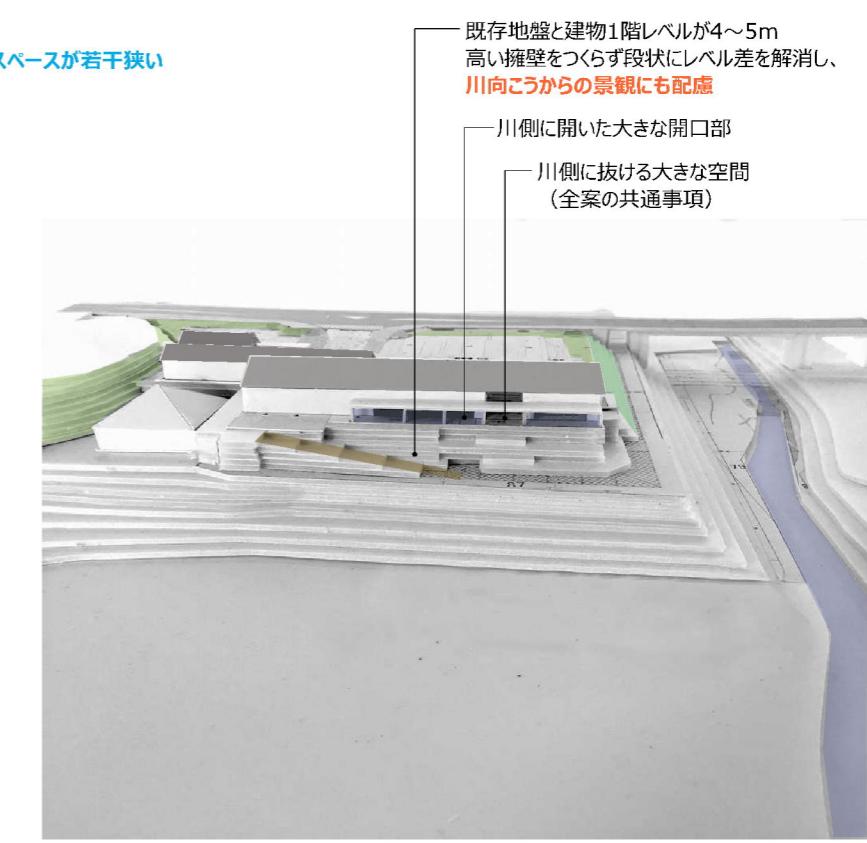
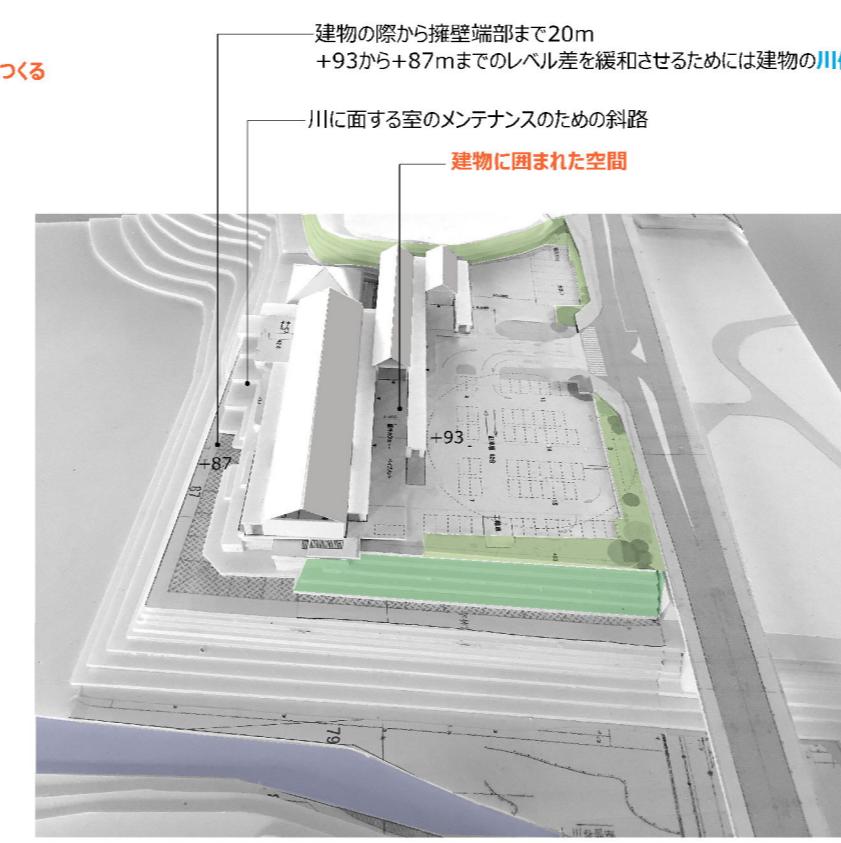
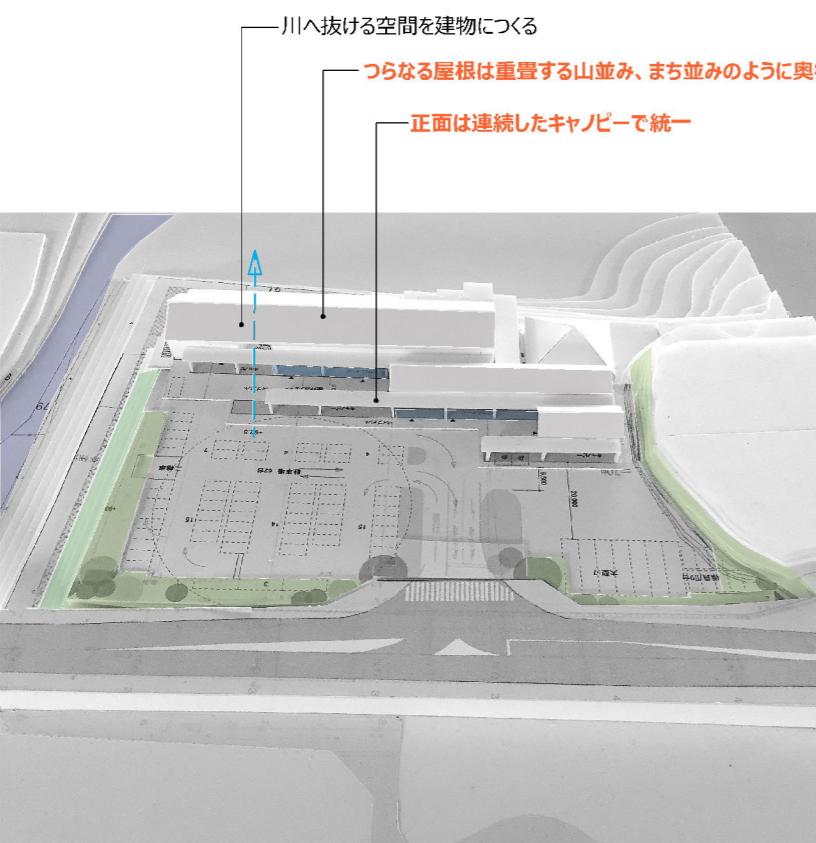
屋根の高さ、ボリュームに差異をつくることで、まち並みをつくることができる

プロムナードを耐火建築することでそれ自体が防火区画（うだつ）の役割をする



断面模式図

立面計画案



—川へ抜ける空間を建物につくる

つらなる屋根は重疊する山並み、まち並みのように奥行きをつくる

正面は連続したキャノピーで統一

建物の際から擁壁端部まで20m

+93から+87mまでのレベル差を緩和させるためには建物の川側のスペースが若干狭い

—川に面する室のメンテナンスのための斜路

建物に囲まれた空間

既存地盤と建物1階レベルが4~5m
高い擁壁をつくる段状にレベル差を解消し、
川向こうからの景観にも配慮

—川側に開いた大きな開口部

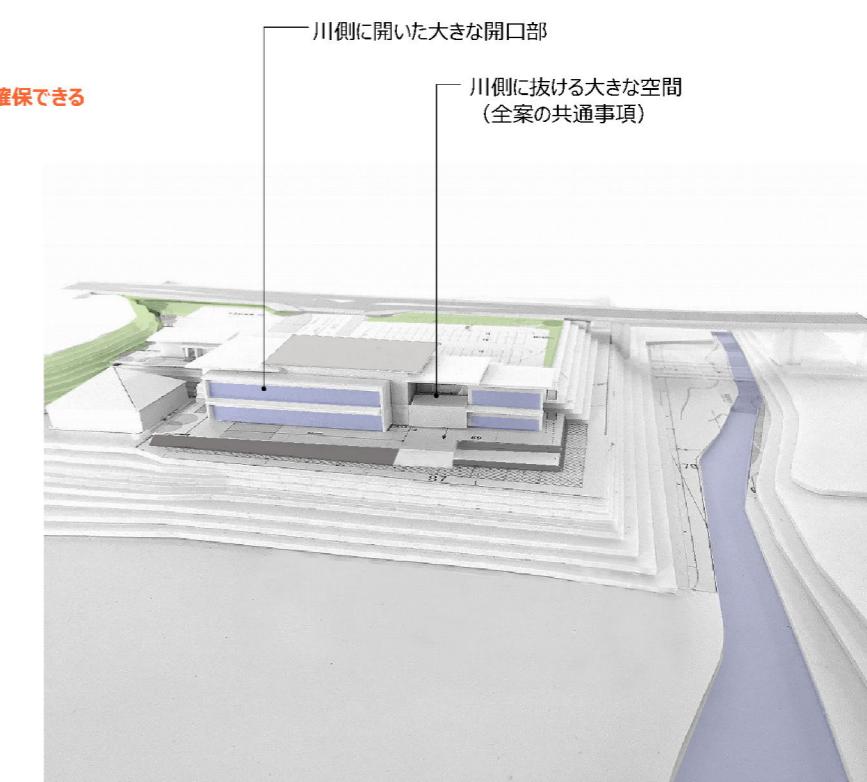
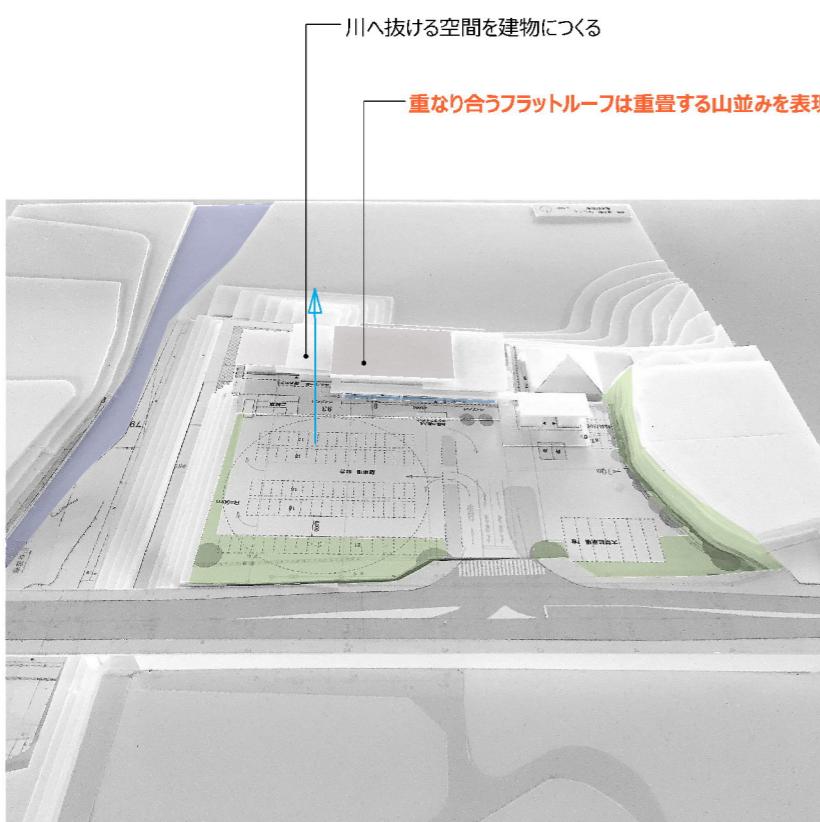
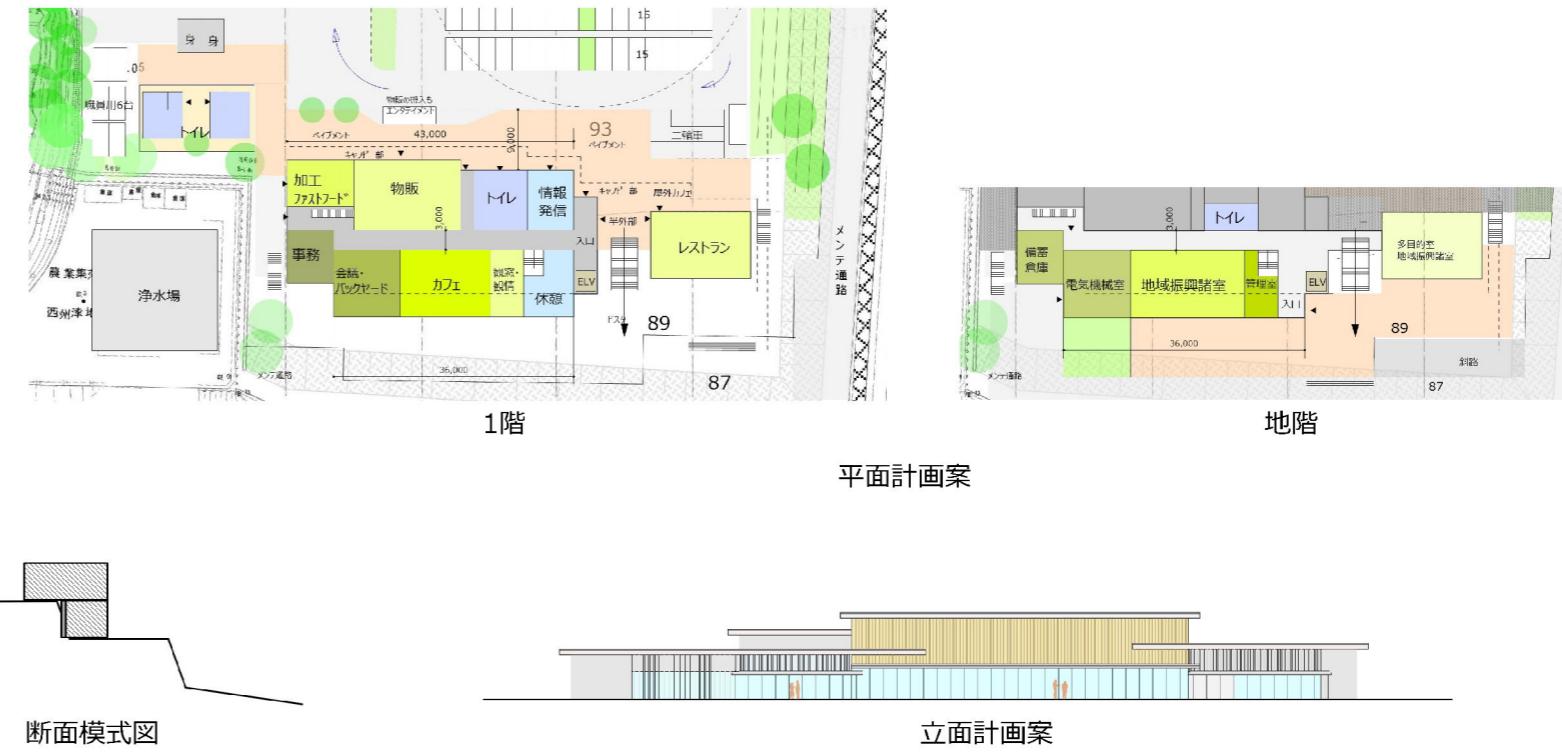
—川側に抜ける大きな空間
(全案の共通事項)

5.13.2 模型による検討 B-1案：2層／フラットルーフ（Innovative バージョン）

施設配置がプロムナードを挟んで交錯する

トイレが前面に出るので建物の顔つくりに工夫が必要

内部空間に高さの違ういくつかのボックス状のブロックに分け、そこに屋根を架け、特徴ある空間をつくる



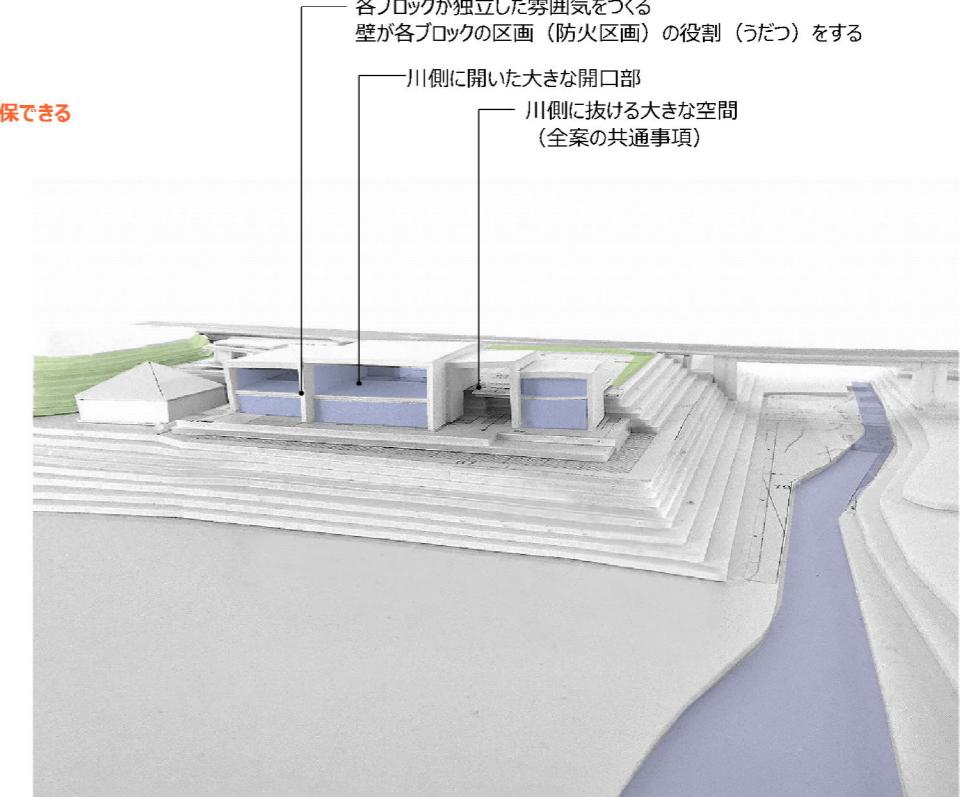
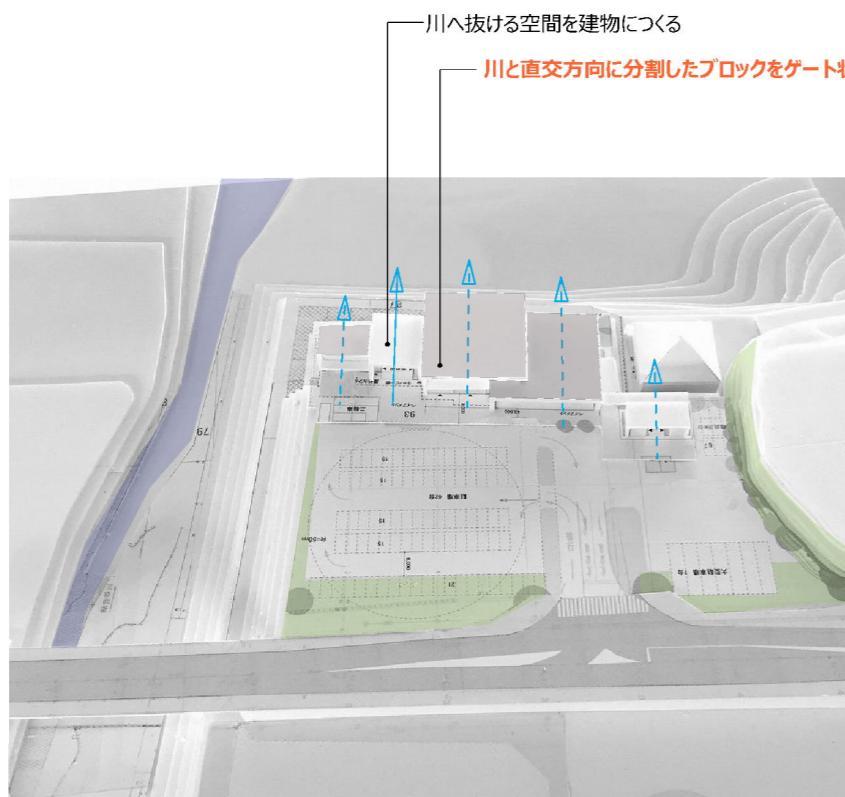
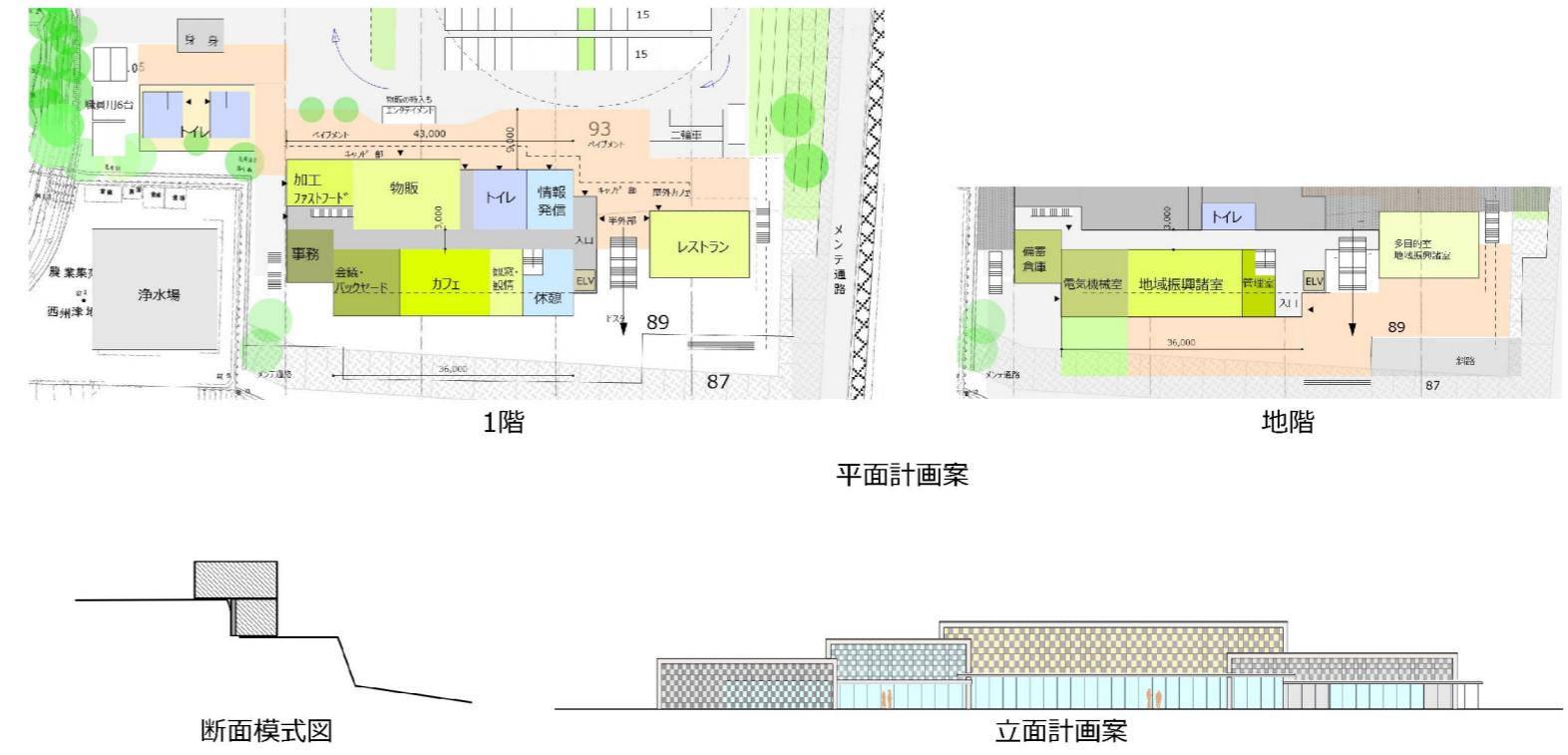
5.13.3 模型による検討 B-2案：2層／フラットルーフ／ゲート型（Innovative バージョン）

施設配置がプロムナードを挟んで交錯する

トイレが前面に出るので建物の顔つくりに工夫が必要

川に対して空間を直交方向にいくつかに分割し、ゲート状の架構で空間を組み立てる

ゲート状の空間はその仕切りが「うだつ」のメタファーとしての表現となる（防火区画）



5.14 施設計画の方向性

以上、施設計画にあたり、キーワードを抽出し、配置計画としてデザインコードを導き出し、2層案と平屋案の検討、建築デザインの検討から2つの方向性として、「Traditional バージョン」と「Innovative バージョン」の立面計画案を作成、そして立面計画と階数の組み合わせによる検討を行いました。これらの検討をもとに、施設計画の方向性を導き出します。

キーワードの抽出

箸

橋

端

▶ 食や特産物の地域循環、まちの玄関口

蔵

倉

暮

▶ 暮らしの中の大切な場所、防災

配置計画の検討

平屋案

- ・プロムナードにより、機能配置が柔軟に計画できる
- ・プロムナードにより、休憩機能と地域連携機能の景観が統一できる
- ・プロムナードを多用途に利用できる
- ・すべてを地上レベルに配置できる
- ・縦動線が発生しない

2層案

- ・コンパクトな配置
- ・駐車場、外構に余裕ができる
- ・建築が擁壁を兼ねられる
- ・機能を2層に分けて配置できる
- ・縦動線が発生する

建築デザインの検討

Traditional バージョン

- ・伝統形態の踏襲
- ・勾配屋根
- ・灰色、木基調

Innovative バージョン

- ・伝統形態の新しい解釈
- ・フラットルーフ
- ・白色基調

落ち着いた印象

モダンな印象

「道の駅」は特性上、様々な機能を持っていますが、時代の流れによって社会的要件は変化することが想定されます。また、今後基本設計、実施設計を行うとともに、管理運営者の選定が必要になりますが、管理運営者によって、地域連携機能における導入機能が異なってくるため、その機能を十分に発揮できる配置計画を行うことが課題になります。

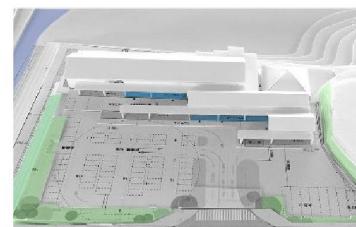
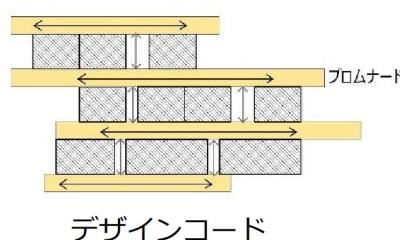
基本計画段階において、このように導入機能が未定かつ、将来的な変化が想定される事に対し、プロムナードで各室をつなぐシステムは、導入機能の変化にフレキシブルに対応でき、またプロムナードやキャノピーが様々なアクティビティに対応できる空間として有効であることから、**配置計画としては平屋案を採用する方向で検討**します。

また、事業計画地は吉野川がつくり出した徳島平野の上流部に位置しており、山並みが敷地の南北に川と並行して連なっています。この景観と平屋案の勾配屋根が並行する形状が呼応し、この地域の景観を象徴するとともに、調和した景観をつくり出すことができます。よって**建築デザインとしては勾配屋根による Traditional バージョンを採用する方向で検討**します。

活断層である中央構造線については、これまでの調査結果によると、敷地の北側、箸蔵小学校の周辺あたりを走っていることがわかっています。事業計画地の直下ではありませんが、安心して利用できる安全な施設とします。



呼応する形状
調和する景観



- ・平屋案
- ・勾配屋根 Traditional バージョン

A 案

施設計画の方向性として採用

5.15 概算事業費

施設整備にかかる概算事業費は以下の通りを想定します。比較するため、平屋案の A 案と 2 層案の B 案について算出しました。

なお、概算事業費は、社会情勢や財政状況の変化により見直しを行う場合があります。

	A 案（平屋案）	B 案（2 層案）
延床面積 (m ²)	約 2,500 (※1)	約 2,250 (※2)
階数	1	2
建築 (千円)	1,080,000	1,135,000
単価 (円) (※3)	430,000/m ² 1,420,000/坪	480,000/m ² 1,600,000/坪
外構 (千円)	227,000	242,000
計 (千円)	1,307,000	1,377,000

(消費税別)

※1 休憩機能及び地域連携機能の各諸室、機械室、廊下等の共用部を合計した面積 1,800 m²と、
キャノピー及び半外部空間の面積 700 m²の合計面積 (P.71 参照)

※2 1 階の休憩機能及び地域連携機能の各諸室、廊下等の共用部を合計した面積 1,200 m²と、
キャノピー及び半外部空間の面積 250 m²の合計面積 1,450 m² (P.73 参照) に、地階の地域連

携機能の各諸室、機械室、廊下等の共用部を合計した面積 800 m² (P.74 参照) を加えた面積

※3 単価は建築費を延床面積で割り戻した参考金額とする

概算事業費

5.16 財政支援制度

現時点において活用可能と考えられる主な財政支援制度は以下のとおりです。本施設の整備の具体的な内容が決まった時点で要件の適用等を確認し、どの支援制度を活用するか検討を行う必要があります。

省庁	名称	概要	補助率
農林水産省	農村漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組みまでを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進する。	総事業費のうち、8億円まで（国費として4億円まで）
農林水産省	食料産業・6次産業化交付金	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取組む加工・直売（新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等）の取組み及び市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組みを支援する。	3/10以内（中山間地（農業）、市町村戦略に基づく取組みは1/2以内）
経済産業省	次世代自動車充電インフラ整備促進事業	電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、次世代自動車の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。	定額
経済産業省	ふるさと名物応援事業	地域経済の活性化および地域中小企業の振興のため、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に意欲的に取組む中小企業等を支援する。	1/2以内 上限 500万円
国土交通省	社会資本整備総合交付金	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を目的とする。	全体事業費の2割目途
国土交通省	防災安全交付金	地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援する。	全体事業費の2割目途

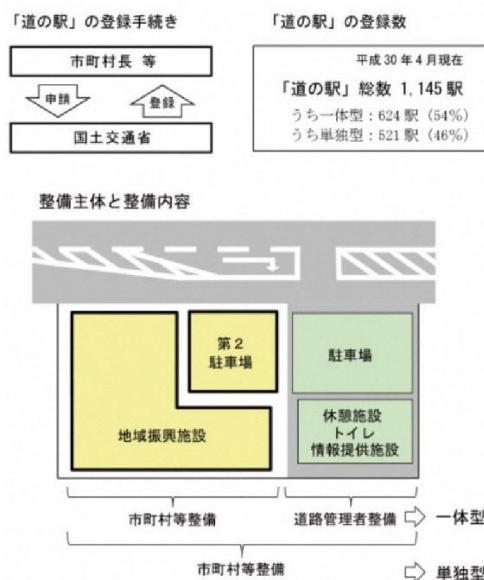
省庁	名称	概要	補助率
観光庁	旅行環境整備事業	「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、「交通サービス旅行環境整備支援事業」「地方での消費拡大に向けた旅行環境整備支援事業」を対象として補助金の交付を行うことにより、全ての旅行者の旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。	1/3
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金	エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための事業であり、地方公共団体が行う地球温暖化対策事業に対し、必要な経費を国が補助することにより、地方公共団体による地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。	定額
総務省	地域経済循環創造事業交付金	産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する。	原則 1/2 上限 2,500 万円

第6章 整備・管理運営手法

6.1 整備主体

「道の駅」の整備方法には、道路管理者と市町村等で整備する「一体型」と市町村等で全て整備を行う「単独型」の2種類があります。全国の「道の駅」の整備手法の割合は、一体型が624駅（54.0%）、単独型が521駅（46.0%）（2018（平成30）年4月現在）となっています。

基本構想では、「一体型」での整備を想定としています。引き続き道路管理者と調整・協議を行い、役割分担や協定等に関して検討していきます。



出典：「道の駅」の目的と機能/国土交通省

「道の駅」の設置者、登録方法

6.2 管理運営手法

6.2.1 「道の駅」の管理運営手法の種類

「道の駅」の整備・管理運営手法としては、市が施設を整備し、市で管理運営する「公設公営」方式と、市で施設を整備し、民間が管理運営する「公設民営」方式、民間が施設を整備し、管理運営を行う「民設民営」方式の3種類があります。

基本構想では、現在設置されている「道の駅」の設置者種別、管理運営者種別の割合を確認し、設置者のほとんどが市町村、管理・運営は、指定管理者等が主となっていることを確認しました。また、管理・運営者種別ごとのメリット・デメリットの確認をしました。

整備・管理運営手法		概要	メリット	デメリット	評価
公設公営	市直営	市において直接管理運営を行う方法。トイレの維持管理や販売施設・飲食施設の運営等、施設ごとに業務委託またはテナント方式をとる場合が多い。	公共目的が直接反映できる。行政施策との連動が図りやすい。	収益施設の運営ノウハウが少ないため、収益性が求められる「道の駅」の総合的な管理運営が困難となる場合がある。	行政の目的に沿った長期的な視点で管理運営を行いやすく、行政の責任が明確で継続性が高い。しかし、行政が公的な立場から判断するため、利用者・地域ニーズへの対応の遅れや、大胆な取組みがしづらい可能性がある。また、コストが割高となるおそれがある。
公設民営	指定管理（第3セクター・民間事業者等）	行政が施設を整備し、管理運営を民間に複数年契約で委ねる方式。指定管理者が独立採算で事業を行う場合と、行政が委託料を支払う場合がある。	公共目的が直接反映できる。民間企業が有するノウハウを活かして、効果的・効率的な施設運営が期待できる。	施設整備は市、管理運営は指定管理者となるため、設計・施工・運営・維持管理までの一貫性は担保できない。	民間ノウハウを活かし、常に変化する利用者や地域ニーズに柔軟に対応でき、サービスの質向上やコスト縮減がしやすい。収益事業として展開する部分の魅力づくりを継続的に展開していくためには、民間経営の感覚や視点が必要であると考えられる。
民設民営	民間事業者	行政が一定の関与をしつつ、施設の整備・管理運営を民間主体に委ねるもので、PFI方式が最も代表的な形態となる。	設計・施工・運営・維持管理まで一貫して同じ民間企業が行うため、整備・経営方針に基づがなく、事業全体の効率性が向上する。	PFI事業者の利益が優先され、「道の駅」が持つべき公益性が軽視される懸念がある。PFI導入可能性調査・事業者選定作業に2年以上を要し、調査費用・市職員の作業負担が重い。	市の財政負担が平準化でき、経費削減効果も見込まれる。事業期間中、設計・施工を行った事業者が収益性重視の管理・運営を行うことになるため、公益性が発揮されにくい。

整備・管理運営手法

6.2.2 管理運営手法の検討

「道の駅」は、道路利用者の利便性の確保、地域住民の生活向上への寄与や地域活動支援など公益的な役割を担うとともに、特産品販売などの物販事業や飲食事業などの収益事業を通じ、地域の活性化を図る施設であり、「公益性」と「収益性」の両面を併せ持っています。また、「道の駅」は集客施設であるため、顧客サービスやイベント企画等による賑わいの創出が求められます。

こうした賑わいの創出や安定的な収益性の確保、集客、販売、企画、サービス及び人材育成などの経営に関するノウハウは、民間が得意とするところであることから、三好市「道の駅」の整備・管理運営手法としては、整備コンセプト「人とものが集まり 地域の元気をつくる 四国への『道の駅』」の実現と運営に関して民間ノウハウを導入することを目的とし、公共が施設を整備し民間が管理運営を行う「公設民営」方式が望ましいと考えます。

■整備コンセプト及び基本方針

人とものが集まり
地域の元気をつくる
四国への「道の駅」

- 人と自然にふれあえる、にし阿波観光のゲートウェイ
- 交流人口づくりの起点となり移住へとつなぐゲートウェイ
- 特産品や6次産業商品を発信するゲートウェイ
- 安全安心の暮らしを支える防災拠点

■管理運営者種別ごとのメリット・デメリット

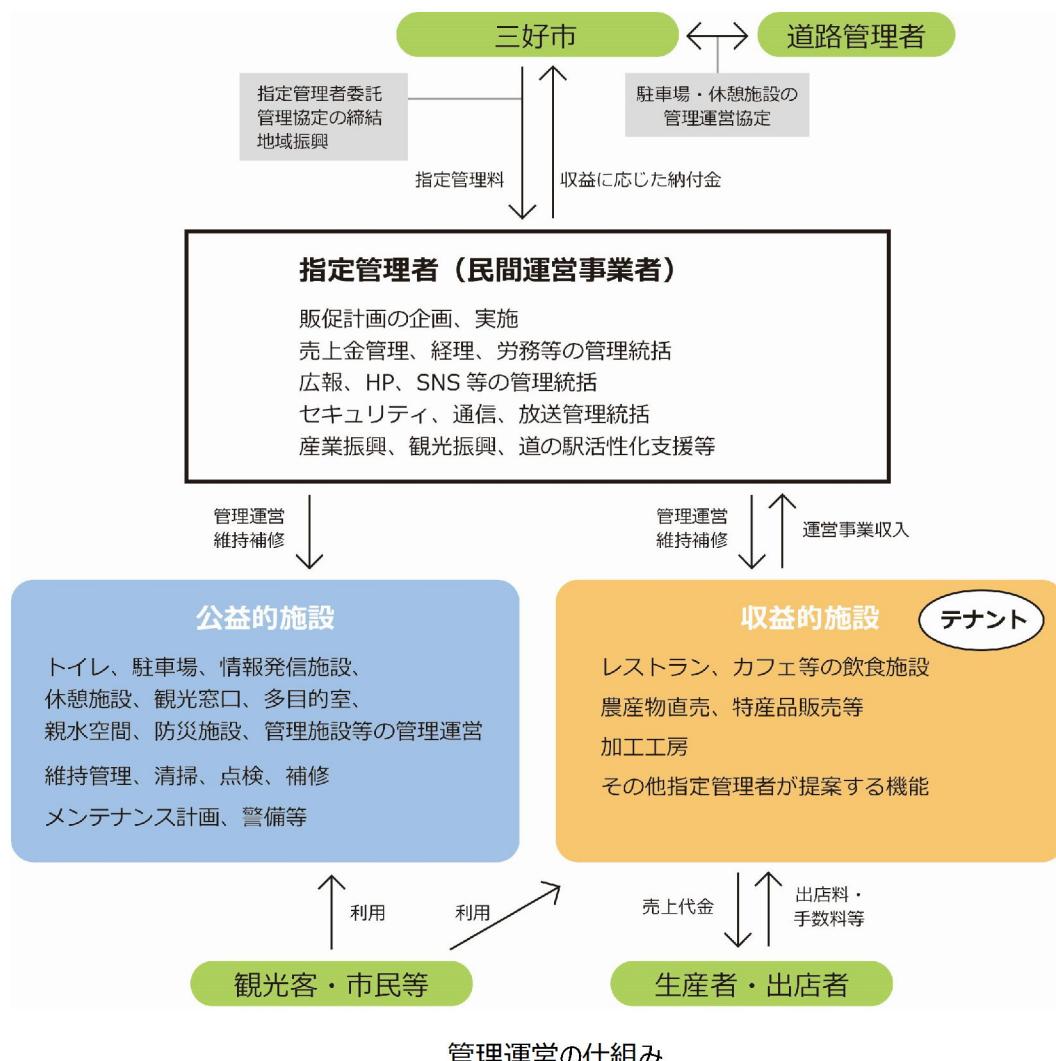
管理運営者種別	自治体	第三セクター	財団法人等への委託	民間管理者等
概要	・行政の直営	・行政と民間の共同出資によって組成	・観光施設管理協会、地域振興財団等	・民間企業、N P O団体等の既存の組織
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営責任が明確 ・公益性や長期的なまちづくりの視点を持って、管理運営が可能 ・利用者の安心感、信頼が得られやすい ・運営主体が変わることがないため、ノウハウの蓄積・事業の継続性が担保される 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性や長期的なまちづくりの視点を持って、管理運営が可能 ・地域の多様な人材が参加する運営が実施しやすい ・公共と民間の連携や意思疎通が図りやすい ・参画する民間の初期投資額を軽減することが可能 ・地域に新たな雇用を創出可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域としてまちづくりの視点を持って運営が可能 ・地場産品や地域資源に通じた運営が可能 ・地域に新たな雇用を創出可能 ・意思決定のスピードは第三セクターと比較すると早い 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで培った運営能力、経営ノウハウ、専門知識を活かした管理運営が可能 ・既存事業の資本をベースとした資金調達力に優れている ・意思決定のスピードは早く、情勢等に迅速な対応が可能 ・農商工連携による取組みの活性化が期待できる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営のノウハウが少ない ・採算ベースの視点が薄れる ・迅速で柔軟な対応が困難な場合がある ・短い期間で担当職員が変わる、専門性を持った職員が配置されないことなどにより、事業のマンネリ化・機能充実等が図られない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定までに一定程度時間を要し、民間活力を十分に發揮できない可能性がある ・行政と民間の責任の所在等が曖昧になりやすい ・財政破綻事例においては、行政出資による危機感の不足や赤字の累積等が指摘されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れない事業者の場合、管理運営のノウハウの不足や労務管理、財務管理面での不安がある ・委託契約の仕様に縛られる、許可権限がないことなどにより、柔軟な運営ができない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内の利益創出が前提となるため、長期的なまちづくりの視点が欠如する可能性がある ・収益性が重視され、公益性が軽視される懸念がある ・地域外の事業者の場合は、新たな地域の雇用や地域との連携が限定的になる可能性がある

管理運営者種別比較表

6.2.3 管理運営の仕組み

「道の駅」は、公益性と収益性を併せ持つ施設であり、その施設の運営にあたっては民間ノウハウを最大限に活用し、収益性やサービス提供の質の確保を図っていくことが求められることから、公設民営を前提に指定管理者制度による管理運営を検討します。

指定管理者が全体を統括し、公益的施設（非採算部門）である情報発信施設やトイレ、駐車場、親水空間などの維持管理にあたるとともに、レストランやカフェ、農産物直売、特産品販売施設などの収益的施設（採算部門）の各施設については、指定管理者が直接管理運営を行なうこととします。提供する商品・サービスの内容に応じて、一部にテナント方式を採用することも考えられます。その場合は、各テナントを取りまとめ、総合的に統括管理運営を行うこととします。このことにより、「道の駅」整備の目的及びコンセプトに沿った統一感のある、かつ安定・継続的な施設運営が可能となります。また、農産物直売、特産品販売施設やレストラン、カフェ、加工工房等の連携等による魅力増進や効率化を図りやすくなると考えられます。



6.2.4 指定管理者制度の導入に関する検討

「道の駅」の運営に指定管理者制度を導入し、運営者を民間事業者とする場合、民間ノウハウを活用できるなどのメリットがある一方で、短期間で指定管理者が交代することによってノウハウが蓄積できない、安定的な施設経営ができないなど、課題もあります。

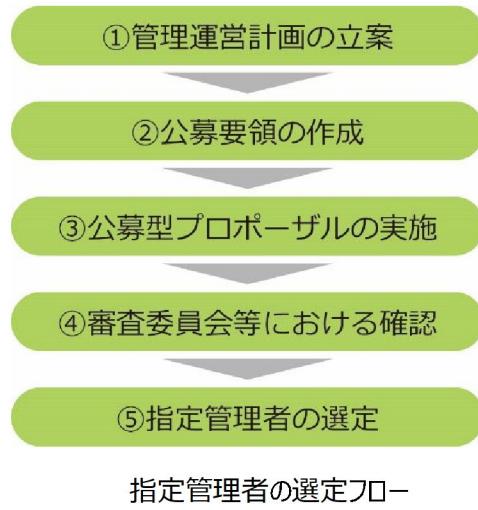
三好市では、一般に指定管理期間を基本3～5年とし、案件ごとに定めるとしていますが、他市町村の「道の駅」では、5年間、10年間、15年間など様々です。

また、施設内容・デザインなどの検討への参画や、開駅までの期間に地元住民・地域団体との積極的な連携ができるよう、予め、計画段階（基本設計、詳細設計）から指定管理予定者を定めている「道の駅」の事例があります。

こうした事例等を参考に、今後、指定管理者を定めていく手法等について検討していきます。

6.2.5 指定管理者の選定手法

「道の駅」の管理運営を担う「指定管理制度」による民間事業者は、公平性のある公募型プロポーザルを実施し、本計画を継続的に持続していく、民間の経営ノウハウを活かせる事業者を選定します。選定に当たっては幾つかのプロセスを踏み選定にいたるものとします。



6.3 事業収支について

「道の駅」が地域の施設として自立的運営を行えるようにするには、収支を踏まえた運営を行う施設を目指す必要があります。したがって、黒字収益を踏まえて施設運営を行っていくためには、購買意欲を高める物販や飲食を提供し、購買単価を高めることや、利用者数の増加を図るために魅力づくりが不可欠です。収益的施設や立地環境のポテンシャルを十分に活かし、指定管理者による手腕や知恵を駆使して、収益につながる通年を通じたイベント等の企画やテナントの誘致、他の「道の駅」と差別化した飲食物の提供など、多様な展開を図ることで集客と収益につなげることが必要です。

第7章 今後の進め方

7.1 事業スケジュール

2023年度の開駅を目指し、基本設計、実施設計等を進めます。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
基本構想の策定	■							
基本計画の策定		■						
基本設計			■					
実施設計				■				
工事					■			
「道の駅」申請 供用開始						■		
猪ノ鼻道路開通				■		■		
国内イベント			● ラグビー ワールドカップ	● 東京オリンピック パラリンピック				● 大阪万博

事業スケジュール

7.2 実現に向けた課題の整理

■新猪ノ鼻道路との調整

国道32号線のうち本計画地に接する道路は、新猪ノ鼻道路開通（2020年）後に徳島県に移管される予定であることから、国及び県との調整が必要となります。

また、本計画では新猪ノ鼻道路工事から発生する土砂の搬入工程に合わせた盛土計画が必要となるため、道路工事を実施している国との調整が必要です。

■地域交流拠点施設「箸蔵とことん」との連携

国道32号線沿いには、地域交流拠点施設「箸蔵とことん」が整備され、2019年春にオープンしました。この拠点施設と本計画の「道の駅」は近くに位置するため、両施設の相乗効果が生まれるような連携のあり方の検討が必要です。

■親水空間の整備

「道の駅」予定地は吉野川沿いに位置し、ここから見える川や対岸の山の景観は、本施設の大きな魅力のひとつです。また、ウォータースポーツのまちづくりを掲げる本市では、眺めるだけでなく水に親しめる環境づくりも重要であることから、魅力的な親水空間のあり方の検討が必要です。

河川保全区域および河川区域におけるテラス等の設置や造成等を行う場合、許可を受けなければならぬため、事前に河川管理者との協議が必要です。

■ハードとソフトの一体整備

観光・移住・地域のゲートウェイとしての「道の駅」基本方針実現のために、ハード整備と並行して、担い手の育成等ソフト面を含めた一体的整備の検討が必要です。そのため、基本設計を行う前段階、もしくは基本設計と並行して今後、指定管理者を定めていく手法等について検討していきます。

■プロジェクト段階から市内外への広報

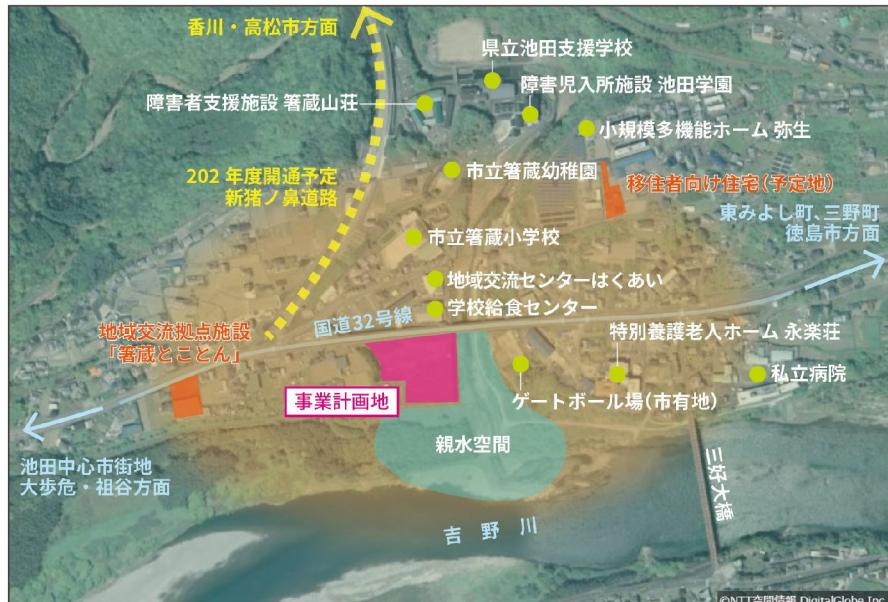
市民や近隣住民、本市を訪れる観光客などに対して、プロジェクト段階から計画や進捗状況に関する情報を発信することにより、より多くの人々に本計画を知つてもらい「道の駅」に対して親しみや愛着を感じてもらえるよう、効果的な広報活動のあり方を模索していく必要があります。

■周辺施設との連携

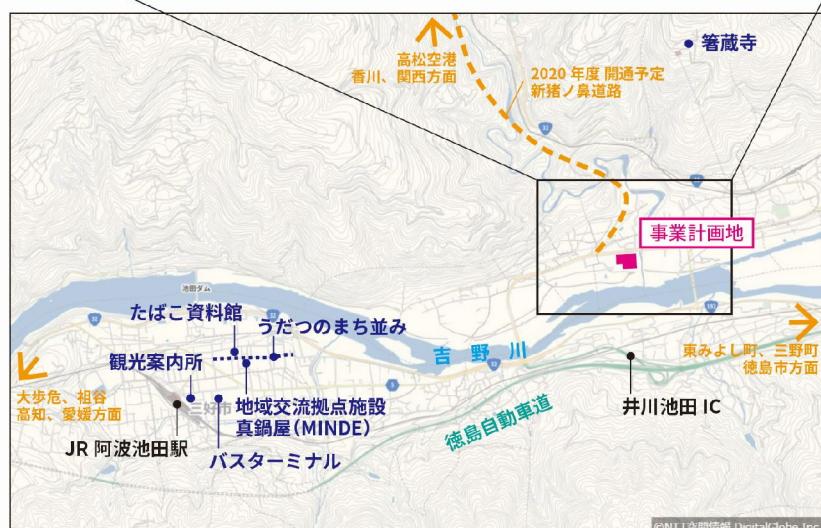
鉄道の玄関口であるJR阿波池田駅前には観光案内所があり、鉄道利用者へ市内及び周辺地域への観光情報提供を行っています。各観光施設へは、バスターミナルから路線バスで行くことができます。また、2018年には旧真鍋家を改修した地域交流拠点施設「真鍋屋(愛称MINDE)」がオープンし、移住支援のほか飲食の提供も行っています。

本「道の駅」は道路の玄関口として、施設利用者へ観光情報や飲食を提供するだけではなく、周辺に存在する施設等と連携することで、「道の駅」単体では得られない相乗効果が生まれ、集客力向上とともに、地域の活性化が期待できます。

また、敷地の東側、鮎苦谷川の対岸には市有地であるゲートボール場があります。この市有地は、イベント時の臨時駐車場や、イベントスペース、キャンプ場、バーベキュー場など、「道の駅」と連携、連動した場として有効活用できる可能性があり、安全な動線の確保を踏まえ検討していきます。



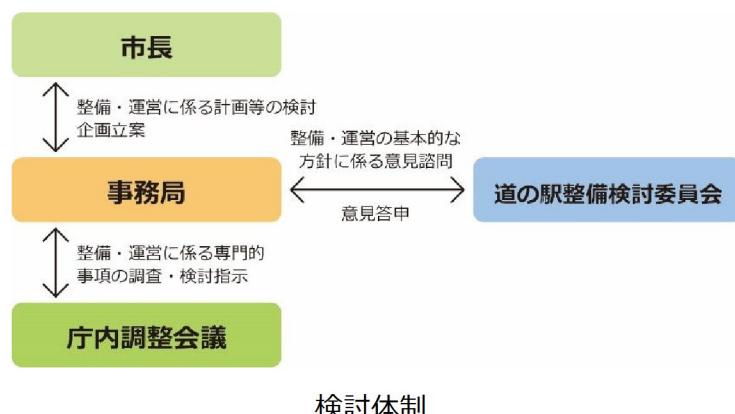
周辺施設との連携



中心市街地との位置関係

参考資料

参考 1 検討体制



参考 2 整備検討委員名簿

「道の駅」整備検討委員名簿（敬称略、五十音順）

	所属団体（役職）	氏 名	備考
委員	(株) 四万十ドラマ代表取締役	畦地 履正	
	箸蔵地区婦人会会长	伊丹 美枝子	
	JA 阿波みよし代表理事組合長	大西 常夫	
	三好市生活改善グループ連絡協議会会长	岡田 正子	
	三好市（政策監）	斎藤 英司	
	アジアウェイクボード協会会长	薄田 克彦	
	三好市観光協会会长	谷口 宏	
	三好市副市長	近泉 裕久	
	地域再生推進法人・（福）池田博愛会理事長	中村 忠久	
	三好市社会福祉協議会副会長	新居 政昭	副委員長
	箸蔵福祉村村長・箸蔵公民館長	福田 敬二	
	みよし地域商工団体連合会会长	丸浦 世造	
	徳島大学教授	山中 英生	委員長
	三好市（政策監）	横山 喜一郎	

	機 関	役 職	氏 名
オブ ザーバー	国土交通省地方整備局 徳島河川国道事務所	事業対策官	多田 貴幸
	徳島県商工労働観光部	次長	春木 尚登
	徳島県農林水産部 もうかるブランド推進課	課長	阿部 順次
	徳島県県土整備部 高規格道路課	課長補佐	藤本 幸徳

参考 3 三好市「道の駅」整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三好市「道の駅」整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、三好市「道の駅」整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が任命、委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 農業、商工観光業関係者
- (3) 市職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から、第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員の内から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。なお、最初の会議は、市長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要あると認めた時は、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第8条 委員会は、第2条に規定する所掌事項を効率的かつ円滑に行うため必要と認めるときは、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、市長が指名し、委員長が会議の出席を依頼する。
- 3 オブザーバーは、会議に出席し、会長の求めに応じた意見を述べることができる。

(解散)

第9条 委員会は、その任務を終了したときに解散する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、企画財政部地方創生推進課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

参考4 上位・関連計画

第2次三好市総合計画（平成30年8月）

第2次三好市総合計画											
 <p>三好市 平成30年8月</p>	<p>方針</p> <p>観光資源をより一層磨き上げることで、何度も訪ねたくなる「三好市まるごと観光」を目指します。</p> <p>具体的施策</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 「三好市まるごと観光」の推進</td><td>■世界農業遺産にも認定された急傾斜地での暮らしやアウトドアスポーツとの連携による体験型観光、歴史・文化資源の残るまち並み歩きなど「三好市まるごと観光」を目指していきます。 ■「ラフティング世界選手権 2017」、「エイクボード世界選手権大会 2018」を契機としたウォータースポーツのまちづくり、観光と連携した各種イベントの開催、観光情報の発信などをPRの充実に努めます。</td></tr><tr><td>2 ホスピタリティ精神の醸成</td><td>■周囲の観光資源をつなぎ、体験型観光などの観光情報や地域の農産物、特産品や加工品などの提供ができる魅力ある観光拠点（観光ゲートウェイ）として、池田地域に整備を予定している道の駅の早期の実現を目指し、雇用の創出にもつなげています。 ■本市の魅力である地域の資源や景観が育まれてきた過程、人の豊み、地域との結びつきなどを説明する地域ガイドについて、ジオハーベク・世界農業遺産の取り組みと連携し、育成します。</td></tr><tr><td>3 観光ルートの整定とインストラクター養成の充実</td><td>■観光客の多様なニーズに応える他感別・目的別観光ルートの設定や滞在・体験型観光商品の充実など、さらなる観光誘客促進に努めます。 ■観光案内所・道の駅、地域連携DMO「(一社)そらの郷」などとの連携によるワゴントップ・窓口機能の充実を通じて、観光客がまちを安心して周遊・滞在できるための受け入れ環境整備に取り組みます。</td></tr><tr><td>4 自然環境に配慮した観光施設整備の推進</td><td>■周辺住民や観光客からの意見を取り入れ、粗谷のかずら橋周辺修景整備計画の検討など、本市の魅力である自然景観の保全と景観に配慮した施設の整備を推進します。</td></tr></tbody></table>	項目	内容	1 「三好市まるごと観光」の推進	■世界農業遺産にも認定された急傾斜地での暮らしやアウトドアスポーツとの連携による体験型観光、歴史・文化資源の残るまち並み歩きなど「三好市まるごと観光」を目指していきます。 ■「ラフティング世界選手権 2017」、「エイクボード世界選手権大会 2018」を契機としたウォータースポーツのまちづくり、観光と連携した各種イベントの開催、観光情報の発信などをPRの充実に努めます。	2 ホスピタリティ精神の醸成	■周囲の観光資源をつなぎ、体験型観光などの観光情報や地域の農産物、特産品や加工品などの提供ができる魅力ある観光拠点（観光ゲートウェイ）として、池田地域に整備を予定している道の駅の早期の実現を目指し、雇用の創出にもつなげています。 ■本市の魅力である地域の資源や景観が育まれてきた過程、人の豊み、地域との結びつきなどを説明する地域ガイドについて、ジオハーベク・世界農業遺産の取り組みと連携し、育成します。	3 観光ルートの整定とインストラクター養成の充実	■観光客の多様なニーズに応える他感別・目的別観光ルートの設定や滞在・体験型観光商品の充実など、さらなる観光誘客促進に努めます。 ■観光案内所・道の駅、地域連携DMO「(一社)そらの郷」などとの連携によるワゴントップ・窓口機能の充実を通じて、観光客がまちを安心して周遊・滞在できるための受け入れ環境整備に取り組みます。	4 自然環境に配慮した観光施設整備の推進	■周辺住民や観光客からの意見を取り入れ、粗谷のかずら橋周辺修景整備計画の検討など、本市の魅力である自然景観の保全と景観に配慮した施設の整備を推進します。
項目	内容										
1 「三好市まるごと観光」の推進	■世界農業遺産にも認定された急傾斜地での暮らしやアウトドアスポーツとの連携による体験型観光、歴史・文化資源の残るまち並み歩きなど「三好市まるごと観光」を目指していきます。 ■「ラフティング世界選手権 2017」、「エイクボード世界選手権大会 2018」を契機としたウォータースポーツのまちづくり、観光と連携した各種イベントの開催、観光情報の発信などをPRの充実に努めます。										
2 ホスピタリティ精神の醸成	■周囲の観光資源をつなぎ、体験型観光などの観光情報や地域の農産物、特産品や加工品などの提供ができる魅力ある観光拠点（観光ゲートウェイ）として、池田地域に整備を予定している道の駅の早期の実現を目指し、雇用の創出にもつなげています。 ■本市の魅力である地域の資源や景観が育まれてきた過程、人の豊み、地域との結びつきなどを説明する地域ガイドについて、ジオハーベク・世界農業遺産の取り組みと連携し、育成します。										
3 観光ルートの整定とインストラクター養成の充実	■観光客の多様なニーズに応える他感別・目的別観光ルートの設定や滞在・体験型観光商品の充実など、さらなる観光誘客促進に努めます。 ■観光案内所・道の駅、地域連携DMO「(一社)そらの郷」などとの連携によるワゴントップ・窓口機能の充実を通じて、観光客がまちを安心して周遊・滞在できるための受け入れ環境整備に取り組みます。										
4 自然環境に配慮した観光施設整備の推進	■周辺住民や観光客からの意見を取り入れ、粗谷のかずら橋周辺修景整備計画の検討など、本市の魅力である自然景観の保全と景観に配慮した施設の整備を推進します。										

127

P.127

第3編基本計画、基本施策3 地域性を活かし魅力ある煌めくまち、3-⑯観光の振興に、「三好市まるごと観光」の推進として、「周囲の観光資源をつなぎ、体験型観光などの観光情報や地域の農産物、特産品や加工品などの提供ができる魅力ある観光拠点（観光ゲートウェイ）として、池田地域に整備を予定している「道の駅」の早期の実現を目指し、雇用の創出にもつなげていきます。」とあります。

三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）（平成29年6月）



三好市まち・ひと・しごと創生 総合戦略 (2017改訂版)

説明文: まちづくりの考え方
社会的課題: 人口減少や少子高齢化による社会問題
実現目標: まちづくりの実現

平成29年6月
三好市

5. 理念

三好市の目標すべき将来像の実現に向けた、新市まちづくり計画書案に掲げる新しいまちづくりの基本方針を基に、主体性と持続可能を理念としてまちづくりの方向性を示す。

※平成18年6月の合併により新市まちづくりを継承、実現していくための基本方針を定めた計画書

(1) まちづくりの基本的な考え方

人口減少や少子高齢化が急進する中とも、社会変化の変化に伴う財政の逼迫などが厳しい状況の中で、地域住民が積極的にまちづくりに取り組み、いっぽうでも住み続けたくなるまち、訪れる人が豊度となる足を運びたくなるまちづくりを進めることが、地域の持続的な発展につながると考える。

そのため、自然のニーズを尊重し、新しいまちに「希望」と「やすらぎ」が持てる施設を開拓し、「守り継がれてきた歴史」をこれからも「大切さであり続ける」ためのまちづくりを進める。

新たな時代の変化に対応した、三好市の目標すべき将来像の実現に向けて、基本的な考え方を以下に整理する。

① 定住と交流を育むまちを目指して

うるおいある生活環境のなかで、安心して住むに暮らすことは、住民共通の願いであります。

広大な自然資源を有する本市においては、国・県道をはじめとする道路網の整備促進と効率的な土地利用の渋滞などにより、住環境機能を高め豊かな自然環境と駅前の景観を保全しながら、快適性とやすらぎを感じられる住環境づくりを進める。

また、地域住民の交流を促進して一層の連携を図り、楽しく、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進める。

P.2

戦略目標Ⅱ ひとを呼びこむ三好

● 敷地目標

指標	敷地目標
5年間の移住者数	5,000人
5年間の観光入込客数(宿泊のかずら旅渡宿者)	1,700,000人

● 基本的方針

市内での利便性の高い情報通信環境や交通網を活かして、サテライトオフィスの誘致促進に取り組む。

また、地域固有の資源のプラットフォームにより地域の価値を高めるとともに、三好市移住交流支援センターの充実を図ることにより、ワンストップでの受け入れ体制の整備により、移住定住の促進を図る。

● 具体的な施策と重要実績計画目標

目的的な施策・事業	重要実績計画目標(KPI)
△移住・定住の促進	○U.I.Iターン支援事業 10ヶ月及び延べ人数年間 1,700人 ・平成28年：12件、15人 ○空家バンク活用実績件数平 成31年度まで50件 ・平28年（-） ○お使い住宅整備件数5年間 5件 ・平28年（-）
△地域ブランドづくり	○観光入込客数 (宿泊のかずら旅渡宿者) 年間3,000,000人 ・平28年(3,011,193人) ○外国人宿泊者数前年比 2.0%増 ・平28年（7,232人）
△具体的な施策	○三好市ブランド開拓の構築 ○にし阿波DMOの創設 ○ラグティング世界選手権等開催支援事業 ○徳島県初の世界農業遺産推進事業 ○地域おこし企業交流プログラム(実行期)

P.8

■ I 基本的な考え方、5.理念、①定住と交流を育むまちを目指して

「国・県道をはじめとする道路網の整備促進と効率的な土地利用の誘導などにより、住環境機能を高め豊かな自然環境と独自の景観を保全しながら、快適性とやすらぎを感じられる住環境づくりを進める。」とあります。

■ 戰略目標Ⅱ ひとを呼び込む三好

移住・定住及び観光促進についての記述があります。

三好市生涯活躍のまち構想・基本計画（平成28年8月）

三好市生涯活躍のまち構想・基本計画

平成28年8月
徳島県 三好市

三好市の特性

（1）四国一の行政面積と自然

7,211.42km²と市町村のなかでは四国一広い行政面積（うち可住地面積は13%）を有し、手つかずの自然景観や、その風土に沿われた昔らしさと歴史文化遺産が色濃く残る。

（2）四国地方の交通の要衝

四国4県の交通の要衝として県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展。各県所在地や空港へのアクセスも1時間半程度と滞在型観光の拠点の可能性を有する。

- クルマでの移動
 - ・ 仮想マップの主要都市（徳島、高松、松山、高知）及び4つの空港まで、それぞれ約1時間半で移動可能
 - * 高松空港までは約1時間

・ 高速バス利用
(例) 神戸（三ノ宮）→阿波池田 3時間程度

- 航空機での移動
 - ・ 沢田空港（高松空港）
(例) 東京→池田町 2時間半程度（航空機：1時間15分程度、車両：1時間程度）

- 鉄道での移動
 - ・ 阿波池田まで、JR土讃線で1時間半程度で移動可能
(例) 新大阪→阿波池田 2時間半程度（新幹線、土讃線利用）



P.9

三好市生涯活躍のまち基本計画の方向性

（1）基本計画における事業展開

本構想では、単に高齢者の移住・定住を目的とするのではなく、多世代の共生、交流による持続可能な地域づくりの実現を目指している。このため各世代それぞれのライフスタイルに応じ切れ目のない、利用者目線の施策が展開されることが望ましいが、一方で、各世代が求めるニーズは必ずしも同じではない。このため基本計画では、経験豊富な知識や技術、幅広い人脈を有するニアーフィールドを中心とした移住希望者をターゲットとした必要なサービスを充実させていく。ニアーフィールドを中心とした移住希望者は、多様な形態をもちながら本市に関係し、開拓市民と交流し活動するなか、新たなサービスやライフスタイルの創出・創出を取り組む。この取り組みが雇用の創出を生み、その雇用の創出が人口流出の抑制や人口の流入を促進する。そして、人の流れを呼び込むことで、地域資源を活用した新たな付加価値の創出につなげるものとする。基本計画では、これらの好循環サイクルを構築し、このサイクルを核として更なる価値を創造するその土台づくりを目指す。



P.17

三好市の取組みである、生涯活躍のまち構想及び基本計画についてまとめてあり、市の特性や、生涯活躍のまち基本計画の方向性について記載があります。

三好市景観計画（平成23年3月）



第2編 三好市景観計画

■景観形成の方針

○基本的な考え方

身近な景観を整えることをめざす基本方針を柱として、以下の通り景観形成の方針を定めます。
なお、特に河川・道路沿いの景観に対しては、景観を阻害する要因をなくすことをめざす「基本方針3」を中心として方針を定めます。

方針1：周囲の景観の中で際立って見えないように明度、彩度を抑えます。

・建築物や工作物等が、周囲の自然性の高い景観の中で際立って見えないように、明度、彩度を抑えます。

・建築の建蔽率や工作物ならなる建築景観法とよりのあるものとするため、個々の建築物や工作物等の明度、彩度を抑えます。

方針2：集落の眺めを引き立て、周囲の自然景観が一体的に眺められる農林業景観を、美しい景観として整えます。

・斜面地に広がる農林業の景観を缸かした景觀づくりを行います。

・農業用の工作物等のデザイン向上や、石垣等の保全、修復を図ることは、私たちのまちの農業景観を美しくすることにつながります。

方針3：景観を阻害する大規模構造物については、周囲の線化などによる修景を、また建築物や工作物、屋外広告物については、周囲の景観を阻害することのないよう配慮した設置を行います。

・施設や構造物などの人工的な要素が農業景観ができるだけ阻害することのないよう、十分に配慮します。特に、河川あるいは道路沿いの大規模な構造物については、その存在が際立つことから、できるだけ修景等の対策を行います。線化を施す際には、できるだけ地域の特徴を活用します。



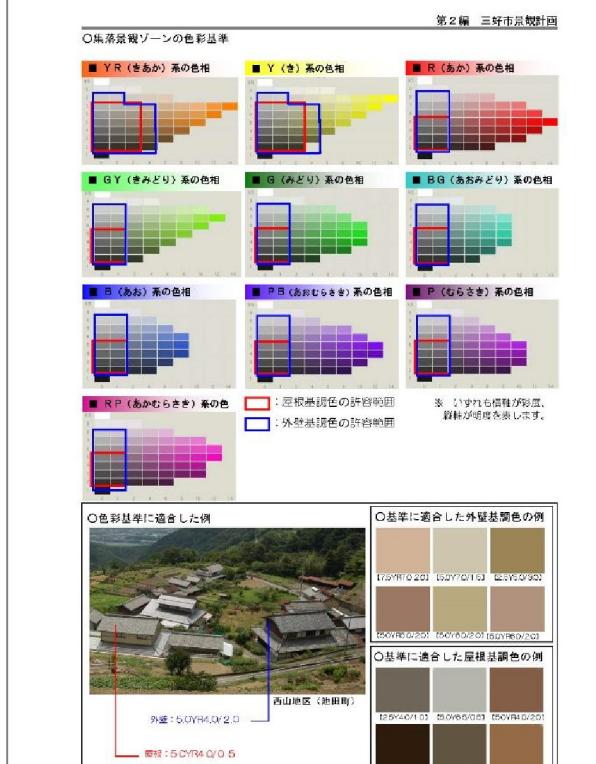
P.25

第2編 三好市景観計画

■農業景観ゾーンの景観形成基準

行為制限事項	景観形成基準の内容
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の自然との調和に配慮します。 隣接する建築物等との連続性に配慮します。 (奈良川の対岸からの眺めや沿道上の連続性にも、できるだけ配慮します。)
	<ul style="list-style-type: none"> 屋根もしくは外壁で用いるベースの色は、山林色をはじめとした周囲の自然地帯に似合せることを基本とします。(次ページ参照) この基本に沿って、YR(遮あわ)系、Y(透)系の色相は、背景となる景観要素の色彩に対して突出しないよう配慮します。それ以外の色相については、さらに色彩を抑えるよう配慮します。 (奈良川・道路に面する部分について、周間に比べて突出した色を隠すように配慮するとともに、隣接する建築物等との連続性にできるだけ配慮します。)
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の樹木や風景やその背景となる自然景観への眺望確保に配慮します。 (今大規模なものについて、河川・道路に面する部分の高さ(標高)をできるだけ抑えるよう配慮します。)
	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の自然との調和に配慮します。 隣接する建築物等との連続性に配慮します。 (奈良川の対岸からの眺めや沿道上の連続性にも、できるだけ配慮します。)
工事物	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁などの工作物で用いるベースの色は、山林や農地をはじめとした周囲の自然地帯に似合せることを基本とします。(次ページ参照) この基本に沿って、YR(遮あわ)系、Y(透)系の色相は、背景となる景観要素の色彩に対して突出しないよう配慮します。それ以外の色相については、さらに色彩を抑えるよう配慮します。 (奈良川・道路に面する部分について、周間に比べて突出した色を隠すよう配慮するとともに、隣接する建築物等との連続性にできるだけ配慮します。)
	<ul style="list-style-type: none"> 周囲からの雪山風景やその背景となる自然景観への眺望確保に配慮します。 (今大規模なものについて、河川・道路に面する部分の高さ(標高)をできるだけ抑えるよう配慮します。)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 木竹の剪伐(2.0ha以内) 開発行為 屋外にあける物件の推進

P.36



37

P.37

事業計画地は景観計画上の「集落ゾーン」に位置しており、河川沿いの景観形成の方針として、「特に、河川沿いや道路沿いの大規模な構造物については、その存在が際立つことから、できるだけ修景等の対策を行います。」とあります。

また、集落景観ゾーンの景観形成基準及び色彩基準が記載されています。



三好市 企画財政部 地方創生推進課

〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ 1500-2 TEL 0883-72-7607
<https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/>